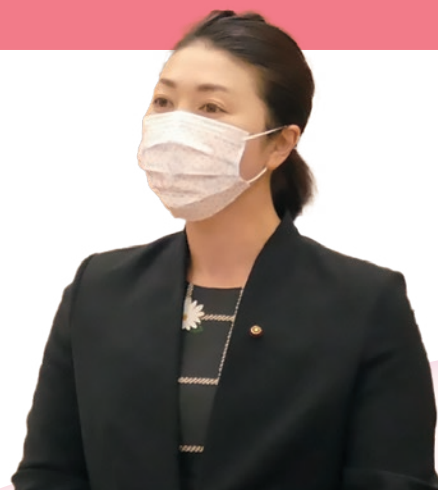


ようこそ通信



～ごあいさつ～

地域のみなさま、日頃より大変お世話になっております。12月議会において、初めて一般質問を行い、質問の内容をみなさまにご報告させていただきたく、第1号となるお便りを発行いたしました。

現状、国内における新型コロナウイルス感染症拡大の長期化の影響により、市内経済は依然、厳しい状態が続いております。

市議会議員としても、引き続き、市民のみなさまに必要な支援を届けていけるよう、努めてまいります。

青森市議会議員 あおもり令和の会

しぶたに洋子



オフィシャルウェブサイトにてプロフィールの掲載、ブログなど配信しております。



しぶたに洋子

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナワクチン接種について

●接種の開始時期について

1月22日の臨時議会において、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種については、新型コロナウイルスによる感染症拡大及び重症化を予防し、まん延防止を図るため、令和2年12月9日、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、厚生大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施するものとなっている。新型コロナワクチンの接種開始時期については、12月18日「第1回 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会」において、医療従事者向けの先行接種をはじめとし順次準備に当たっているところ。

●新型コロナウイルスワクチン接種事業の予算について

令和2年10月23日付け国の「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」本年度中に接種開始する65歳以上の高齢者等及び、64歳以下の市民を対象とした円滑な接種の準備に要する経費として540,511千円を見込んでいます。

●相談窓口について

本市では接種に関する問い合わせや受付等は、相当数が見込まれることから、一般的な相談から専門的な相談まで、幅広くかつ迅速に対応できるよう、保健師等の専門職が同一フロアで対応できるように、ワンストップの相談窓口を整備していきたいと考えています。

発熱などの症状があるかた



**新型コロナウイルス感染症
コールセンター**
TEL 0120-123-801
(24時間土日祝受付)
地域外来(青森市急病センター 017-773-6477)を
直接受診いただいてもよい。

感染症患者と接触したなど、心当たりのあるかた

「受診・相談センター」

TEL 017-765-5280 平日8:30～18:00 土日祝8:30～17:00

時間外は保健所職員留守番電話で緊急の場合の対応として、感染症緊急携帯を御案内しており、保健所職員が緊急の事態に対応

新型コロナウイルス感染症の影響による、各種減免制度

青森市広報「あおもり」より

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯や収入が減少(30%)した等の事情により、市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料のお支払いが納期限までに困難な場合は、ご相談ください。

※7月1・15日、8月1日版に掲載

この減免制度の運用を見直し「納期限が過ぎた対象者に遡って減免するよう求める」議員提出議案が出されました。私たち「あおもり令和の会」では、減免制度を理解できずに申請が遅れた対象者にも遡っての返金すべきだとの考えから、議案に賛成しました。



※国の持続化給付金や青森県の支援制度の対象の方でも国保加入者は対象となる。

本会議最終日裁決の結果...

賛成会派 17票
(あおもり令和の会、無所属、共産党)

反対会派 17票
(自民党、市民クラブ、公明党)

議長裁決では議長は反対で議案は否決されました。

今からでも遅くありませんので、青森市に相談し、早期の申請をお願いします。

減免の対象であっても納期限が過ぎたものについては遡って返金はされないのをご注意下さい。

青森市国保医療年金課 TEL 017-734-5343

経済対策について

事業継続支援緊急対策事業補助金

(新しい生活様式対応支援)

申請期限
2/28まで

屋根の雪下ろし費用の一部を助成します

市では、高齢者のみの世帯、障がいのあるかたのみの世帯、母子世帯で要件に該当する世帯を対象に、業者等にお願した屋根の雪下ろし費用の一部を助成します。

※市民税課税世帯も対象となりました。

申請期限
3/31まで

対象事業者

青森市内に所在する事業所・店舗等で事業を行っている事業者で青森市内及び市外に本店を有する中小企業または小規模事業者等(個人事業主含む)

大分類 I 中分類 50~60 卸売、小売業
(例)食料品小売業、衣料品小売業等

大分類 M 中分類 76~77 飲食サービス業
(例)食堂、仕出し料理屋等

大分類 K 中分類 70 物品賃貸業
(例)貸衣しよう業等

大分類 L 中分類 74 技術サービス業(他に分類されないもの)
(例)設計コンサルタント業、写真業等

大分類 N 中分類 78 洗濯・理容・美容・浴場業、79 その他の生活関連サービス業
(例)クリーニング業等

大分類 O 中分類 82 その他の教育、学習支援業
(例)学習塾、音楽教授業、外国語会話教授業等

大分類 P 中分類 83 医療業のうち療術業
(例)あん摩・指圧業、針灸業、柔道整復業等



対象世帯

① 高齢者のみの世帯

65歳以上のかたのみで構成されている世帯(年齢については令和3年3月31日現在の年齢とします)

② 障がいのあるかたのみの世帯

身体障害者手帳1級・2級・3級(3級は視覚障がいまたは内部障がいに限る)愛護手帳Aのかたのみの世帯、精神障害者保健福祉手帳1級のかたのみの世帯

③ 母子世帯(子どもは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

上のいずれかの要件に該当する世帯で、下の要件の全てに該当する世帯が対象です。

対象要件

- 市内に住所を有し、一戸建て住宅に居住
- 同一の建物に居住する全員が当該年度の市民税非課税(市民税課税世帯も対象)
- 生活保護世帯でないこと

市が豪雪対策本部を設置したため、市民税課税世帯も対象となりました。



助成額

- 上記対象世帯(非課税世帯)
助成上限額を50,000円に引き上げ
※豪雪対策本部設置前に行われた屋根の雪下ろしについての助成上限額は25,000円とします。
- 課税世帯
豪雪対策本部設置後に行った屋根の雪下ろし費用の4分の1を助成(上限額は1シーズンにつき25,000円、上限額に達するまで申請可能)
※非課税世帯同様、事前に登録が必要です。

申請には・事前登録申請書の提出・登録決定の通知が必要です。

申請方法や申請の流れについては、相談窓口及び、青森市ホームページをご覧ください。

詳しくはこちらへ

福祉政策課(駅前庁舎4階)
017-734-5313

健康福祉課(浪岡庁舎1階)
0172-62-1134



対象となる経費

事業所・店舗等における飛沫感染や接触感染、近距離会話対策等で令和2年4月1日から申請日までに要した経費を算定基礎とし、事業継続に必要な経費

※詳細については青森市ホームページ(下記記載)をご確認ください。

補助額

補助対象経費の8割相当額または10万円のいずれか低い額(下限1万円)1事業者あたり上限30万円(1事業所・店舗につき上限10万円、3事業所・店舗まで)

詳しくはこちらへ

事業継続支援緊急対策事業補助金 青森市



子育て支援について



これからの青森を担う子育て世代へのサポート

- 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援(あおり親子はぐくみプラザにおいて実施) ※下記に問合せ先を記載
- 小中学校の要保護児童等に対する学用品や給食費等への就学援助
- 中学校修了前までの子どもを養育する家庭への児童手当の支給
- 高等学校修了前までのひとり親家庭への児童扶養手当の支給
- 青森市奨学金及び母子父子寡婦福祉資金等の無利子貸与
- 中学生までの子どもの医療費の無償化

働く女性が子育てと仕事を両立できる環境づくり

- 住民税非課税世帯の子どもの保育所等の利用料が無償となる幼児教育・保育の無償化
- 幼児教育・保育の提供や病児一時保育や一時預かり等の多様な保育サービスの提供
- 放課後児童会や児童館など、地域における「安全・安心な子どもの居場所づくり」
- 国基準以上の保育所等の保育料の軽減



これまでに実施してきた支援について

- 子育て世帯への臨時特別給付
令和2年4月分、対象世帯に対し、児童一人当たり1万円を支給
- ひとり親家庭等への臨時特別給付金
令和2年4月分、対象世帯に対し、児童一人当たり2万円を支給
- ひとり親世帯臨時特別給付金
令和2年6月分、対象世帯に対し、一世帯5万円以上の支給
- 子ども子育て応援給付金
ひとり親世帯臨時特別給付金の対象とならない世帯に対し、児童一人につき2万円を支給
- 新生児子育て応援特別給付金
国の特別定額給付金の支給対象とならない世帯に対し、新生児一人につき10万円を支給
- ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給)
ひとり親世帯臨時特別給付金を受けている世帯に対し、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を加算



青森市福祉部 子育て支援課
青森市新町一丁目3-7(駅前庁舎2階)Tel 017-734-5421
あおり親子はぐくみプラザ
青森市佃二丁目19-13(元気プラザ内)Tel 017-718-2975

青森市HP子ども・教育



経済政策課(駅前庁舎3階)
Tel 017-734-2403・017-734-2376・017-734-5227
青森市危機管理課
Tel 017-734-5132

